

令和8年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年4月28日（火）

令和8年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年4月28日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第23号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第2 議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第3 議案第25号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第4 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第5 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	<del>10 番</del>	<del>野中</del>	<del>清</del>	<del>君</del>
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 3	三橋	清高	君

欠席委員 10 番 野中 清 君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君
局長補佐	鈴木	崇夫	君

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 8 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、10 番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1 番石坂豊治委員、7 番吉田恵子委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1 番から 6 番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

1 番案件は、区域 3 三橋委員より、2 番から 6 番案件は、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

初めに、区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 3（三橋清高君） 議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計2,385㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までとなり、1 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 引き続き、2番から6番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の農地は、2筆、いずれも現況田、合計2,280㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の農地は、1筆、現況田、829㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとなり、新たに5年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～4番案件について内容を説明～

4番案件の農地は、2筆、いずれも現況田、合計867㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までとなり、新たに5年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～5番案件について内容を説明～

5番案件の農地は、4筆、いずれも現況畑、合計4,120㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～6番案件について内容を説明～

6番案件の農地は、1筆、現況畑、1,000㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとなり、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○4番（大竹孝一君） 1番案件の借り手の方は、何年目になりますか。新規就農から多分7年から8年経過しているのではないのかなと思います。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 手元に資料が無いので、お答えできなくて申し訳ありません。

○4番（大竹孝一君） 現状がどうなのかなと思って、彼が経営について心配していて、トラクターが手に入らないと言っていました。現状は、ここを借りて更新しているということは、旨く行っているのかなとは思いますが、少し、心配しています。

○議長（齋藤和子君） 事務局、後で調べて報告してください。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 後ほど、報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

○区域3（三橋清高君） 2番案件と5番案件は、全くの新規だと思いますが、また、6番案件も新規だと思いますが、それぞれ、どういった団体、どういった方なのか、把握しておきたいので、教えて貰いたい。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 2番案件及び5番案件の団体については、昨日の地区部会の場にて、ご挨拶していただきました。その団体は、福祉の施設で働いている代表の方と会員の方が数十名おられて、運営されているNPO団体となります。会員の皆さんが農業を専門にやられているわけではなく、また、時間があるときに来られる方もおられますが、常に2名から3名の方が、日中、農業に従事しているNPO団体となります。

○区域3（三橋清高君） 農福連携を行っているということですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 今の所は、そう言ったことではありません。

○事務局長（岡崎貴裕君） 元々は、里山公園の中の地権者の方の「田んぼ」を手伝ったのが始まりで、今回、農地を借りて耕作していきたいとのことから手続きすることになりました。

○4番（大竹孝一君） 何年か、けっこうやられていますよね。ずっと、地権者の方の「田んぼ」を手伝ってやっていて、今回、正式な手続きを踏んでいるということですよ。

○事務局長（岡崎貴裕君） そうです。

○4番（大竹孝一君） まじめにやっています。近所とも旨くやっているみたいです。

○区域3（三橋清高君） 次に6番の方は、遠くの住所地の方ですが。

○議長（齋藤和子君） 6番の方は、新規就農者の方で遠くの住所ですが、実家が茅ヶ崎にあります。ワインを近隣市でやられているので、その近隣市の方といっしょにワイン作りをしたいという希望がある方です。

○区域3（三橋清高君） この方は、「ブドウ」をやられるということですか。

○議長（齋藤和子君） 食べるのではなくて、ワインの「ブドウ」です。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第23号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番から6番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

4番大竹委員より、報告をお願いいたします。

○4番（大竹孝一君） 議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

本報告に係る被相続人、相続人の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

本案は、被相続人がお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和8年4月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

相続人は、15筆、合計9,001㎡について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、3筆、いずれも畑、合計2,435㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

1筆、畑、158㎡につきましては、タマネギ、ジャガイモ、ネギ等が作付けされていまし

た。

2筆、いずれも田、合計1,680㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、664㎡につきましては、タマネギ、キャベツ、スナップエンドウ等が作付けされていまして。

2筆、いずれも田、合計1,833㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計750㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

1筆、畑、152㎡につきましては、準備中でした。

1筆、田、218㎡につきましては、準備中でした。

2筆、いずれも現況畑、合計1,111㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、フォークリフト、ユンボ、田植え機、その他一式でございます。

労働力は、本人49歳、従事日数150日、兼業、姉51歳、従事日数300日、兼業、姉の配偶者56歳、従事日数300日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 相続人の主たる職業が、会社員となっているのですが、この場合、適格者証明願については、何ら問題がないということなのですか。

○4番（大竹孝一君） 兼業ということですか。

○12番（朝倉直芳君） 相続人の主たる職業が、会社員となっているが税務署に対して、何ら問題ないのか。

○4番（大竹孝一君） 状況としては、居住地は市外で仕事をしながら、土日に帰ってきて、農作業をしているのですが、長男として農地を受け継いだようです。実家の母屋の後ろに姉夫婦が住んでいて、姉夫婦が主ですが、いっしょに畑をやっている状況です。姉夫婦の方が、従事日数が300日ということで、専属でやっています。

○議長（齋藤和子君） 夫婦でやっているののできれいにしている。

○13番（村越重芳君） 従事日数が150日というのが最低ラインなのか。

○区域3（三橋清高君） 今後、こういった事例が出てきたときのために、正しく覚えておきたいです。

○4番（大竹孝一君） 要件は、どうなっているのですか。

○事務局長（岡崎貴裕君） 確認しますので、本案件については、保留にさせていただき、次に進んでください。

○議長（齋藤和子君） 保留にいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

14番小澤委員より、報告をお願いいたします。

○14番（小澤昇君） 議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

1番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年4月16日事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、482㎡につきましては、柿、梅等が肥培管理されておりました。

5筆、いずれも畑、合計3,406㎡につきましては、一体として耕作されており、アーモンド、くるみ、プラム、あんず等が肥培管理されているほか、トマト、ネギ、などが作付けされておりました。

2筆、いずれも畑、合計1,073㎡につきましては、一体として耕作されており、柿が肥培管理されているほか、トマト、ネギ、ニラなどが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、田植機、その他一式でございます。

労働力は、本人75歳、従事日数250日、専業、子46歳、従事日数150日、兼業、配偶者72歳、従事日数50日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、2番案件をご報告いたします。

2番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年4月15日事務局2名と現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計823.05㎡につきましては、ハウレンソウが作付けされていました。

1筆、畑、945㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、737㎡につきましては、ジャガイモが作付けされていました。

1筆、田、1,000㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、489㎡につきましては、準備中でした。

1筆、田、933㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人71歳、従事日数350日、専業、配偶者70歳、従事日数350日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番及び2番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による

農地転用届出の専決処分の報告について、日程第5、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は4ページから5ページのとおり、1番案件から14番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、共同住宅敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は6ページから7ページのとおり、1番案件から15番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

○議長（齋藤和子君） 先ほどの保留になったことについて、報告できるようになりましたので、事務局、報告をしてください。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 大変失礼いたしました。議案第23号の1番案件の借り手の方が何時から借りているかということですが、平成30年4月1日から借りられています。

○4番（大竹孝一君） 結構やっていますね。8年ですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　そうですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　続きまして、議案第24号の従事日数ですが、農家の要件ということで、常時従事が求められております。常時従事が年間150日以上、農作業に従事している場合となっておりますので、本案件につきましては、150日であることから要件を満たしておられます。

○12番（朝倉直芳君）　確認を取らせていただきます。相続税の納税猶予に関する適格者証明願における農家要件の常時従事の日数は、150日以上ということで良いのですね。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　はい、そのとおりです。

○12番（朝倉直芳君）　ありがとうございました。

○議長（齋藤和子君）　では、これより質疑に入ります。他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり、証明することを決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君）　以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時43分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員